

## いちご訪問看護ステーション利用料金 <医療保険>

### 利用料金

利用料金は、医療保険の法廷利用料に基づく下記の金額で、利用者の健康保険・後期高齢者医療保険など該当保険の自己負担割合分がかかります。

また、医療保険での訪問看護利用料金は医療費助成の対象となりますので、申請されている方は申し出てください。

・後期高齢者医療	1割負担または一定所得以上は3割負担
・国民保険・社会保険	3割負担。但し、高齢受給者の方は2割。 または一定所得以上は3割負担。義務教育就学前は2割負担。
・福祉医療制度 (重度障害・乳幼児医療等)	1割～3割負担。(償還払い)
・公費負担医療制度	免除。但し、障害者自立支援法による自立支援医療等は、負担上限額があります。

#### (1) 基本利用料

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
月1回目(1日につき) 訪問看護基本療養費Ⅰ 5,550円 訪問看護管理療養費 7,440円 合計 12,990円	1,299円	2,598円	3,897円	月の初日のみ
月2回目以降(1日につき) 訪問看護基本療養費Ⅰ 5,550円 訪問看護管理療養費 3,000円 合計 8,550円	855円	1,710円	2,565円	基本療養費 3日/週まで
※1. 週4回目以降(1日につき) 訪問看護基本療養費Ⅰ 6,550円 訪問看護管理療養費 3,000円 合計 9,550円	955円	1,910円	2,865円	基本療養費 4日/週以降分
※2. 訪問看護基本療養費Ⅲ 8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊時の訪問(入院中1回)

※1. 厚生労働大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週4日以上訪問看護が認められています

※2. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合は、入院中2回可能

#### (2) 加算料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
難病等複数回訪問看護加算				
1日に2回の場合 4,500円	450円	900円	1,350円	
1日に3回の場合 8,000円	800円	1,600円	2,400円	
※厚生労働大臣が定める疾患または特別訪問看護指示書の場合、1日に2回又は3回の訪問看護を行った場合。				

複数名訪問看護加算					
看護職員と看護師等の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	週 1 回を限度
看護職員と准看護師等の場合	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	週 1 回を限度
看護職員と看護補助者の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円	週 3 回を限度
看護職員と看護補助者が同じ日に複数回訪問を行った場合					
1 日に 1 回の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円	※別に厚生労働大臣の定めあり
1 日に 2 回の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
1 日に 3 回以上の場合	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
※厚生労働大臣が定める基準内容に該当する時、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合。					
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	週 1 回を限度
※別に厚生労働大臣が定める者の場合は、週 3 回を限度 ※ 訪問時間が 90 分を超えた場合。					
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	月 2 回まで
※退院・退所時に病棟の医師や看護師と共に在宅での療養上の指導をした場合、その内容を文章により提出します。なお、特別な管理を必要とする対象の方は特別管理指導加算として 2,000 円上乗せされます。					
退院支援指導加算					
※訪問看護師が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。					
	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
※厚生労働大臣が定める者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合。					
	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円	月 1 回
※利用者の同意を得て、医療関係職種間で文章により共有した情報をもとに、訪問看護師が利用者（家族）へ指導を行うと共に、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。					
緊急訪問看護加算	2,650 円	265 円	530 円	795 円	1 日につき 1 回
※診療所・在宅療養支援病院の指示により緊急に訪問看護を実施した場合。					
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	月 2 回
※利用者の急変等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種等が一堂に会してカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合。					
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
※夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）、および早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に訪問看護を行った場合。					
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
※深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に訪問看護を行った場合。					
24 時間対応体制加算	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円	月 1 回
※利用者またはその家族から 24 時間連絡・対応の希望があり、同意を得た場合。					
特別管理加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	月 1 回
※在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態等					

特別管理加算(重症度の高い場合)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	月 1 回
※在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態・尿道留置カテーテルを使用している状態・経管栄養の為のカテーテル等を留置している状態等。					
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
※終末期ケアを行った場合					

訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回
※訪問看護ステーションと市町との連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進目的としたもの。ステーションから市町に対し必要な情報を提供した場合に月 1 回に限り算定。					
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回
※入院又は入所する利用者について、主治医が診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたり、訪問看護ステーションが当該利用者等の同意を得て、当該保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合					
※特別の関係にある場合及び主治医の所属する保険医療機関と同一の場合は除く。					

※ 請求金額（保険対応分）全てにおいて、10 円未満の端数がある場合は、四捨五入となります。

### (3) その他の料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護指示書料（1～6ヶ月有効） 3,000 円	300 円	600 円	900 円	
※主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります。				
休日訪問 2,000 円	（1 訪問につき）			
※利用者の都合により営業日以外にサービスを提供した場合。保険適用外料金。				